

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
25 年－ 23 (25.11.15)	福祉保健	<p>「手話言語法」の制定を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情の理由</p> <p>鳥取県では、先日の県議会に於いて、全国に先駆け「鳥取県手話言語条例」が制定された。これもひとえに鳥取県会議長及び議員の皆様のおかげと心より感謝申し上げます。私たちは、これを鳥取県だけに限らず、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定することを強く要望する。</p> <p>手話とは、日本語を音声ではなく手や指、身体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。</p> <p>2006（平成 18）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011 年（平成 23 年）8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。</p> <p>また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。</p>	鳥取県ろうあ団体連合会 会長 荻原 耕三 (鳥取市東町 1 丁目 271)

▶**陳情事項**

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を国に対して提出すること。